

13 消火設備の設置の運用基準

(1) 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。

イ 法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第 5 種の消火設備を設ける。

※参考「危険物の規制に関する政令第 20 条、別表第 5」

(2) 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年 9 月 17 日自治省令第 27 号)第 8 条に規定する自動車用の消火器を 1 個以上設ける。なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第 30 条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

【参考】 消火器の技術上の規格を定める省令

(自動車用消火器)

第 8 条 自動車に設置する消火器(以下「自動車用消火器」という。)は、強化液消火器(霧状の強化液を放射するものに限る。)、機械泡消火器(化学泡消火器以外の泡消火器をいう。以下同じ。)、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器または粉末消火器でなければならない。